

グループホーム初音の杜

重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

(短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護)

平成 27 年 4 月 1 日現在

1 相談窓口

電 話 042-691-8289

F A X 042-692-1772

担 当 計画作成担当者

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 当グループホームの概要

- ① 事業所名 グループホーム 初音の杜
- ② 所在地 〒192-0005 東京都八王子市宮下町 988 番地
- ③ 介護保険事業所番号 1392900195
- ④ 実施サービス 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑤ 利用者定員 2 ユニット 18 人
- ⑥ 入居者対象地域 八王子市民の方

3 職員体制

職員は下表の人員を最低基準として配置します。

職員配置表

職員は次の表の人員を最低基準として配置します。

区 分	ユニット 1	ユニット 2	備 考
管理者	1		通所介護管理者を兼務
副管理者	1		通所介護副管理者を兼務
計画作成担当者	1	1	ユニットリーダーを兼務
介護職員	7	6	常勤換算
事務員	1		常勤換算

※ 1 夜勤はユニットごとに行います。

4 設 備

- ① 建物構造・面積 鉄筋コンクリート 二階建て
建築面積 482.00 m²
2階をグループホーム専用 面積 477.70 m²
- ② 居室の面積と数 1居室 8.5 m² 2ユニット 18居室

- ③ トイレの数 1ユニットに3か所、内1か所は車椅子トイレ
- ④ 浴室の数と種類 1ユニットに普通浴槽 1か所
- ⑤ 談話室兼食堂 28㎡ 台所を付設

5 サービスの内容

利用者の心身の状態に応じた個別の計画に基づいて、生活の中に必要な支援を提供します。

6 利用料金

(1) 利用料金

利用料金は別紙「利用料金表」のとおりです。

(2) 支払い方法

現金支払い又は口座振込み

毎月10日頃に前月分の請求書をお送りいたしますので、その月の25日までに現金を受付にお持ちいただくか、請求書に記載してある口座にお振込みください。

領収書は四半期ごとにまとめてお送りいたします。なお特別の対応をご希望の場合はご相談ください。

(3) 利用料金の変更

介護給付費体系の変更があった場合、その他必要が生じた場合は、事業者は利用料金を変更できるものとします。

7 初音の杜が居住者の生活援助で大切にすること

(1) 生活援助の重点事項

本法人の「モットー」と「基本方針」のもと、次のことを居住者生活支援の重点事項とします。

- ① アメニティーと生活文化を配慮した生活環境、並びに優しいケアで、居心地のよい居住空間であることとします。
- ② 普通の生活をベースに、そのなかで回想法、個別の生活プログラム等を取り入れ、介護と医療の知見を応用した認知症ケアを行います。
- ③ 一人ひとりが元気な長寿を全うできるよう、個人及びグループプログラムによる介護予防を行います。
- ④ プライバシーを尊重した生活とともに、グループでの「信頼・共助・和み」を大切にします。
- ⑤ 自然の中の生活、なつかしい季節行事等で、四季折々の季節感ある生活をしていただきます。
- ⑥ 地域及びボランティアの方々とのふれあいと交流を大切にします。
- ⑦ 生活の継続性と家族との絆を大切にします。
- ⑧ 「安全あつての生活」です。しかし生活の制約は最小限とします。

(2) 豊かな生活のために配慮すること

- ① 自然を愛でる生活、この土地の風土に親しむ生活を大切にします。
- ② この土地になじむ生活、近隣との共生を大切にします。近隣との日常の交流とともに、町会に加入し、神社の祭祀・盆踊り等の町会行事、地区センターでの文化祭、同

好の会等参加します。

- ③ サービス計画（ケアプラン）は、本人の生活暦・趣味・生きがいを含む丁寧なアセスメントと、本人、家族、各職種職員参加と嘱託医の診断に基づくカンファレンスにより、合意と納得で作成します。
- ④ ご家族との信頼の絆を大切にします。あわせて家族会の育成を援助し、家族間の交流を支援します。

8 緊急時の医師や医療機関との連携体制

(1) 医療機関との連携

協力医療機関「新谷医院」または偕楽園ホーム看護係の対応により、速やかに適切な処置を行います。

また、協力医療機関による月2回以上の往診と週1回の看護師対応を継続的に行うことにより、ご入居者の身体状況を常に把握し、体調管理を行います。

(2) 入居者に体調の急変などが発生した場合

入居者が体調の急変などにより、入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる状態になった時には、速やかにご家族に連絡し、ご意向を伺ったうえ、協力医療機関の医師により可能と判断された場合において、グループホーム初音の杜に居住した状態で協力医療機関の医師、またはその指示による偕楽園ホーム看護師の対応により、医療処置を行います。

ただし、協力医療機関の医師によりグループホーム初音の杜に居住した状態での看護、介護が困難と判断された場合、または、入居者、代理人が医療機関への入院を希望する場合には、近隣の医療機関または入居者、代理人の希望する医療機関への入院を調整いたします。

9 非常災害対策

- ① 防災体制は、消防計画書および防災マニュアルの定めるところによります。
- ② 防災対策は偕楽園ホームと一体として組織する防災委員会と防火管理者のもとに、偕楽園ホームと連携して行います。
- ③ 防災設備としては感知器、スプリンクラー、直接通報設備、非常放送設備、消火器等があります。調理機器はオール電化です。
- ④ 防災訓練は隔月実施で年6回行います。

10 ホーム利用の留意事項

- ① 面会・外出・外泊は原則としてご自由です。
- ② 居室への持ち込み品は、居室に入る範囲内で使い慣れた家具、飾り等をお持ちください。なお安全管理上心配がある場合等をご相談させていただきます。
- ③ 金銭管理 金銭・貴重品は、施設でのお預りはできません。個人消費に関する費用などは、立替金としてご請求させていただきます。
- ④ 喫煙は所定の場所をお願いいたします。飲酒は適量をお楽しみください。

なお、いずれも健康または安全の管理上に問題がある場合は、ご相談させていただきます。

⑤ 宗教は他の方のご迷惑にならない範囲でご自由です。

11 介護サービス情報の公表

介護サービス情報の公表は、「サービスの質の向上と情報の開示」を目的に、東京都が認証した調査機関が一定の基準のもとに確認事項について調査し、その調査結果が公表されるものです。

当ホームの調査結果は当ホームで閲覧できる他、ホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション・介護サービス情報の公表について」で公表されます。

12 その他

(1) 身体拘束廃止

身体拘束廃止を含む尊厳ある生活を援助いたします。

(2) 個人情報の保護

職員は、業務上知り得た利用者または家族の個人情報を保持します。職員でなくなった後においても保持することを厳守します。

(3) 看取り介護

看取り介護は「初音の杜看取り介護に関する指針」を遵守し、説明と同意に基づく看取り介護計画書により行います。

(4) 職員研修等

職員資質および組織の向上を重視します。

- ・ 採用時研修—採用後速やかに業務上必要な研修を行います。
- ・ 現任研修—毎月、課題を設定して行います。
- ・ 毎週水曜日に行っている偕楽園ホームの職場内研修には、テーマに応じて参加します。
- ・ 日常業務での OJT を重視します。
- ・ 有用な外部研修に参加します。
- ・ 偕楽園ホームのマニュアルをも活用し、サービス水準を確保します。
- ・ 個別の職員に「意図的・計画的指導」と「目標管理指導」を行います。

13 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

(1) サービス内容に関する相談・苦情の窓口

① 当ホームの窓口

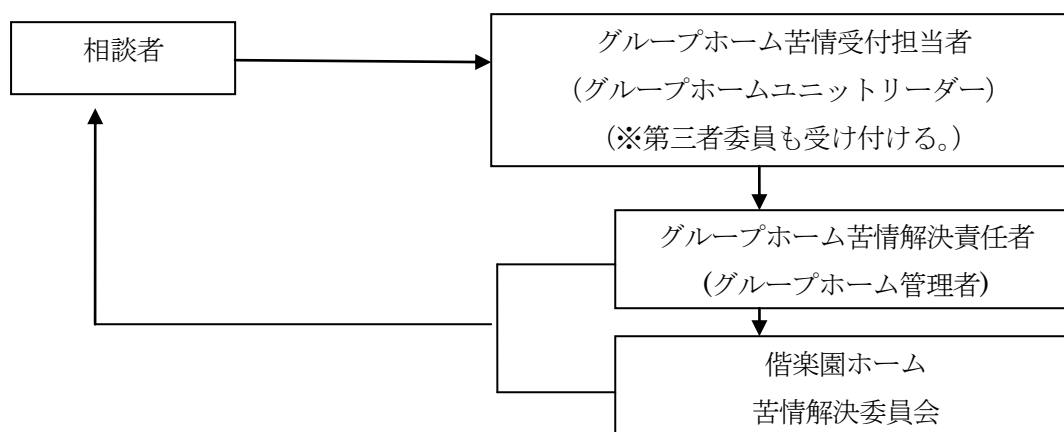
担当窓口	1丁目	ユニットリーダー
	2丁目	ユニットリーダー
責任者	管理者	水野 敬生
電話	042-691-8289	

② 第三者委員 小室 節子 委員
電話 042-622-5651

③ その他

- i 市の相談窓口で苦情を伝えることができます。
八王子市役所 健康福祉部高齢者支援課
電話 042-620-7294 (直通)
- ii 国保連合会の相談窓口で苦情を伝えることができます。
東京都国民健康保険団体連合会「苦情相談窓口」
電話 03-6238-0177 (直通)

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順



- ① 苦情・要望の申し出は文書又は口頭で行う。苦情申出書はホームで用意しておくが、趣旨が分かれば様式は任意とし、苦情申し出をしやすいように配慮する。
- ② 苦情受付担当者はユニットリーダーとする。第三者委員に申し出があった場合は第三者委員が受け付ける。
なお他の職員が利用者等などから苦情を聞いた場合は、速やかに苦情受付担当者に取り次ぐ。
- ③ 苦情受付担当者は受け付けた苦情について苦情受付書に記録・整理し事情聴取及び必要な調査のうえその結果を含め、速やかに苦情解決責任者に報告する。
第三者委員が受け付けた苦情は、苦情受付書に記録・整理し事情聴取及び必要な調査のうえその結果を含め、速やかに苦情受付担当者を經由して苦情解決責任者に報告する。
なお、苦情受付担当者は、受け付けた苦情について、状況により事情聴取と必要な調査を第三者委員に依頼する。
- ④ 苦情解決責任者は、苦情申し出事項が経常的と認められる場合は、事情聴取を行った苦情受付担当者及び第三者委員、その事項の所管者と協議し、事実と原因、問題点などを確認のうえ、適正・妥当な解決策を決定する。
- ⑤ 苦情申し出事項が経常的といえない、または困難な問題を含む場合は、苦情解決責任者は偕楽園ホーム苦情解決委員会にその開催を要請し、道委員会での審議により解決策を決定する。

- ⑥ 当ホームが提供した介護サービスに係る苦情・要望については、そのサービスが課題に即しているかなどについてサービスの内容、方法等を把握し、改善事項の有無等を検討する。
- ⑦ 苦情申し出事項について、苦情解決責任者又は苦情解決委員会による検討の結果は、原則として文書で、苦情申立人に報告する。またはホームの情報コーナーに掲示し苦情処理の透明性を確保する。
- ⑧ 苦情の申し出には迅速に対応する。申し出にはできるだけ即日または翌日に対応し、解決策等の苦情申し出人への報告は原則として1週間以内に行う。
- ⑨ 申し出に係るサービスと同じサービスに瑕疵があると認められる場合は、速やかに是正の措置を講じる。また同じことが繰り返されないように、全職員に周知徹底する。

(3) その他

- ① 利用者及び家族には、サービスに係る苦情・要望・相談がある場合は遠慮なく申し出るように、そしてそのことが当ホームサービス向上の糧になることを理解していただく。
このためにも、苦情解決の仕組み、第三者委員を含む苦情申し出の窓口等を周知する。
- ② 苦情受付担当者、第三者委員等は平素から利用者及び家族の相談に応じ、その要望を受け止め、サービスのあり方などについて理解を得ることに努める。
- ③ 苦情・要望が当ホームでは解決が困難と認められる場合は、保険者又は東京都国民健康保険団体連合会を紹介し、そこでの解決を勧める。
- ④ 当ホームの責任(過失等)で利用者の損害を与えた場合は、誠意をもって速やかにそれに伴う賠償をする。

14 事故発生時の対応

- (1) 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、八王子市及び家族に報告するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。
- (3) 事故防止対策等の検討のため、事故及びヒヤリ・ハット事例の分析を通じた改善策を周知徹底し、事故防止を図ります。

15 当法人の概要

(1) 法人の概要

名称	社会福祉法人 一誠会
法人所在地	〒192-0005 東京都八王子市宮下町983番地
電話	042-691-2830 (代)
ファックス	042-691-8288

(2) 実施事業

- ア 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム 偕楽園ホーム

イ 第二種社会福祉事業

老人短期入所事業 偕楽園ホーム

老人デイサービス事業 デイサービスセンター初音の杜

認知症対応型老人共同生活援助事業 グループホーム初音の杜

ウ 公益事業

居宅介護支援事業 偕楽園ホーム居宅介護支援事業所

16 緊急連絡先

緊急連絡先	
氏名	:
住所	:
電話番号	:
続柄	:
主治医	
病院	:
医師名	:
住所	:
電話番号	:

グループホーム初音の杜契約の締結にあたり、私は利用者および身元引受人に対し、契約書および本重要事項説明書について、説明いたしました。

平成 年 月 日

事業者 東京都八王子市宮下町988番地
社会福祉法人 一誠会
グループホーム 初音の杜
(指定番号 東京都 1392900195)

説明者 _____ 印

私はグループホーム初音の杜契約の締結にあたり、事業者から、契約書および本重要事項説明書の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所

氏 名 _____ 印

個人情報提供同意書

グループホーム初音の杜が行う利用者に関する個人情報の取り扱いについては、次の「個人情報の利用目的」に基づき、この事業の目的に沿ってサービスを提供するために必要とする限度内において情報収集、利用および情報提供することについて、同意いたします。

個人情報の利用目的

社会福祉法人 一誠会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力

・施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

①施設の管理運営業務のうち

・外部監査期間、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

平成 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 _____ 印

家族代表 住 所

氏 名 _____ 印

看取り介護に関する指針

(1) グループホーム初音の杜における看取りに関する考え方

- ① 看取り看護とは、終末期の状態にある方に対して、その身体的・精神的苦痛をできる限り緩和し、死に至るまでの期間、可能な範囲において本人なりに納得して安心して生活を継続することができることを目的として援助することであり、本人の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれをおこなうことです。
- ② グループホーム初音の杜は、ご入居者が協力医療機関の医師により終末期の状態であると診断され、かつ、グループホーム初音の杜に居住した状態における看取りの対応が可能な状態と判断され、ご入居者、ご家族が対応を希望した場合に、医師・看護師の協力のもと、できる限りの看取り介護の対応を行います。
- ③ 家族の付き添い対応
グループホーム初音の杜は、終末期の状態に至ったご入居者に看取り介護の対応をおこなう場合に、ご本人、またご家族が最期の時を迎えるより良い準備を出来るよう、ゲストルームの使用など、ご家族に付添っていただくために必要な支援を出来る限り行います。

(2) 本人及びご家族との意思確認の方法

①入居時の意思確認

グループホーム初音の杜は、新たにご入居者を受け入れる際に、医師 による往診、看護師による訪問対応など、日常の健康管理と急変時の対応方法について、管理者からご入居者本人とご家族に対して説明を行います。

また、終末期に至った場合の看取り介護対応について同様に説明を行い、対応を希望するかその意思を確認いたします。

②終末期の意思確認

グループホーム初音の杜は、ご入居者が終末期の状態となった場合に、管理者またはその他の職員と医師、または看護師から、ご家族と理解可能な状態であればご本人に、状態と今後の対応について説明を行い、グループホーム初音の杜における看取り介護の対応を希望するかその意思を確認致します。

また、終末期の対応開始後も、状態の変化があればその都度後家族に連絡をとり、職員または医師、看護師から説明を行い、グループホーム初音の杜における看取り介護の継続を希望するか、意思確認を行います。

グループホーム初音の杜の利用に当たり、契約書および本書面で認知症対応型共同生活介護においての看取り介護に関する指針についての説明をいたしました。

平成 年 月 日

説明者
氏 名 _____ 印

事業者
所在地
名 称
管理者 水 野 敬 生 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護においての看取り介護に関する指針についての説明を受けました。

平成 年 月 日

入居者 住 所

氏 名 _____ 印
身元引受人 住 所

氏 名 _____ 印

グループホーム初音の杜 利用料金表

1 介護報酬利用者負担金

基礎単位：1単位＝¥10.68

(1) 認知症対応型共同生活介護 基本分

平成27年4月1日 1割負担額（平成27年8月以降も同様）

要介護度別	単位数	利用料 (介護報酬額)	自己負担額 (1割負担)
要支援2	743	7142	690
要介護1	747	7180	693
要介護2	782	7517	726
要介護3	806	7747	748
要介護4	822	7901	763
要介護5	838	8055	778

平成27年8月1日 2割負担額

要介護度別	単位数	利用料 (介護報酬額)	自己負担額 (2割負担)
要支援2	743	6348	1483
要介護1	747	6382	1491
要介護2	782	6681	1561
要介護3	806	6886	1609
要介護4	822	7023	1641
要介護5	838	7160	1673

(2) 短期利用共同生活介護費 基本分

平成27年4月1日 1割負担額（平成27年8月以降も同様）

要介護度別	単位数	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
要介護1	775	7449	719
要介護2	811	7795	753
要介護3	835	8026	775
要介護4	851	8180	790
要介護5	867	8334	805

平成 27 年 8 月 1 日 2 割負担額

要介護度別	単位数	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
要介護 1	775	6622	1547
要介護 2	811	6929	1619
要介護 3	835	7134	1667
要介護 4	851	7271	1699
要介護 5	867	7408	1731

(3) 加算分 認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護 共通

平成 27 年 4 月 1 日 1 割負担額 (平成 27 年 8 月以降も同様)

	単位数	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
医療連携体制加算	39	375	42
サービス提供体制加算Ⅱ	6	58	6
※認知症ケア加算Ⅰ	3	27	5
※若年性認知症利用者受入加算	120	1153	128
※(新) 夜間支援体制加算	25	240	27
※看取り介護加算	144	1384	154
※初期加算	30	288	32
※退去時相談援助加算	400	3845	427
介護職員処遇改善加算	介護度別負担額と加算の合計×83/1000		

平成 27 年 8 月 1 日 2 割負担額

	単位数	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
医療連携体制加算	39	333	83
サービス提供体制加算Ⅱ	6	51	13
※認知症ケア加算Ⅰ	3	26	6
※若年性認知症利用者受入加算	120	1025	256
※(新) 夜間支援体制加算	25	214	53
※看取り介護加算	144	1230	308
※初期加算	30	256	64
※退去時相談援助加算	400	3418	854
介護職員処遇改善加算	介護度別負担額と加算の合計×83/1000		

※加算については別途条件が整った時のみの適用

2 利用者負担金

(1) 認知症対応型共同生活介護分

平成 27 年 4 月 1 日

家賃	65000
食材費	30000
光熱水費	20600
共益費	15000

(2) 短期利用共同生活介護分

平成 27 年 4 月 1 日

家賃	2160
食材費	1000
光熱水費	680
共益費	500

3 実費負担 認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護 共通

事務手数料（銀行引き落とし費用）	140
訪問美容	実費
医療に関する費用	実費
オムツ代	実費
個人で使用する日用品・衣料品・介護用品	実費
個人で購読する新聞・雑誌などの購読料	実費
レクレーション費（書道材料費）	150/回
レクレーション費（プリザーブドフラワー花代）	1080/回
レクレーション費（音楽療法）	3000/月
行政手続き代行に関する費用	実費

4 入院・外泊・月途中の退所の場合の取り扱い

(1) 介護報酬利用者負担金

介護報酬は日額単位であり、入退院日を除く入院中の利用者負担金は算定されません。

(2) 家賃・光熱水費・食費・その他費用（共益費・町会費等）

① 家賃、光熱水費、その他費用（共益費・町会費等）は入院中も月額で算定します。

入院中、ショートステイご利用者に居室をご利用頂く場合があります。

② 食費は在所日数を日額 1,000 円で算定します。

(3) その他の費用

かかった実額とします。